

クリーニング所の開設後に必要となる手続き

以下の場合、保健所への**届出が必要**になります。 ※手数料はかかりません。

- ①届出事項について変更があった場合
- ②事業譲渡による承継の場合
- ③相続による承継の場合
- ④法人の合併・分割による承継の場合
- ⑤1カ月以上休業する場合、休業後再開する場合
- ⑥営業をやめた場合

届出様式は、さいたま市ホームページで

検索

クリーニング所

①届出事項について変更があった場合

「**クリーニング営業届出事項変更（廃止）届**」に、下記の必要書類を添えて、速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。

変更内容	必要書類
<input type="checkbox"/> 施設名称（店名）が変わった	・確認済証
<input type="checkbox"/> 法人開設者の 名称、所在地、代表者が変わった	・確認済証 ・履歴事項全部証明書（原本もしくは原本提示の上での写し）
<input type="checkbox"/> 個人開設者の氏名、住所が変わった	・確認済証
<input type="checkbox"/> 管理人を置いていて、 管理人が変わった	・必要書類はありませんが、氏名、住所、本籍並びに生年月日を届出書に記載してください。
<input type="checkbox"/> クリーニング師が変わった	・クリーニング師免許証（原本） ・氏名、住所、本籍、生年月日並びに登録番号を届出書に記載してください。
<input type="checkbox"/> 要消毒洗たく物の扱いの有無 <input type="checkbox"/> 取り扱い業務の変更	・保健所にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 設備や構造が変わった	・変更内容が確認できる 図面等（新旧）

☆店舗の移転や立て直しの場合は
変更届ではなく、新規申請が
必要となります（手数料がかかります）。

※構造設備の変更については、
事前に保健所に図面相談を
してください。

②事業譲渡による承継の場合

営業の譲渡により、譲受者がその地位を承継した場合は、
営業譲渡承継届に「営業の譲渡が行われたことを証する書類※」

を添付して、遅滞なく保健所に提出してください。 ※譲渡証明書（原本）や譲渡契約書の写しなど
!!! 注意点!!!

- ・事業譲渡であることを証する書類がない場合（事業譲渡ではなく、開設者が変わる場合）や、大規模な構造設備の変更がある場合は、新規の届出となります。
- ・別途変更届の提出が必要となることがあります。

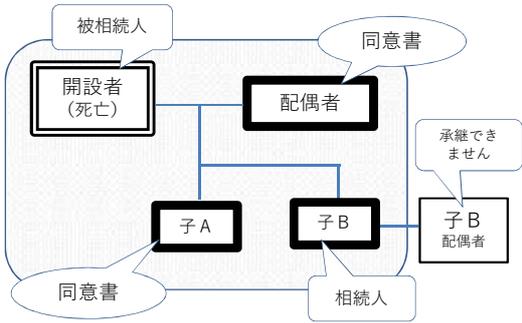
③相続による承継をする場合

個人開設者が死亡し、相続人が開設者の地位を承継する場合の手続きです。

「**クリーニング営業者相続承継届**」に下記の書類を添えて、相続後速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。

- ・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）※
 - (1) 被相続人（死亡した開設者）の出生から死亡までの戸籍謄本。
 - (2) 相続人全員の戸籍謄本（(1)に記載されている方については省略可能）
注：除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。
- ・相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意書
- ・確認済証

※法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）でも可。



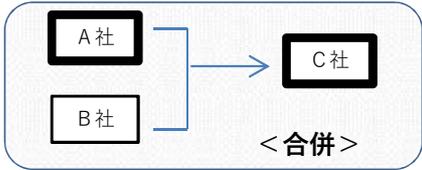
例：開設者が死亡し、子Bが相続承継する場合

④合併・分割による承継をする場合

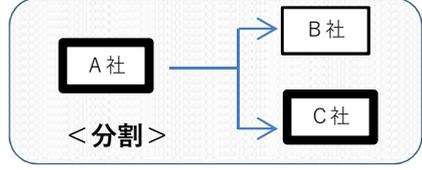
開設法人の合併や分割により設立された法人が、開設者の地位を承継する場合の手続きです。

「**クリーニング営業者合併（分割）承継届**」に下記の書類を添えて、承継後速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。

- ・履歴事項全部証明書
合併又は分割により設立され、地位を承継する法人のもの。
合併又は分割により設立された法人である旨の記載が必要です。
- ・確認済証



例1：A社が開設した施設を、合併により設立されたC社が承継する場合



例2：A社が開設した施設を、分割により設立されたC社が承継する場合

⑤1カ月以上休業する場合、休業後再開する場合

1カ月以上休業する場合は、休業する10日前までに、休業後再開する場合は、再開後10日以内に、「**クリーニング営業休業（再開）届**」を保健所に提出してください。

⑥営業をやめた場合

「**クリーニング営業届出事項変更（廃止）届**」に、確認済証を添えて、**営業をやめた後**、速やかに（およそ30日以内）保健所に提出してください。
確認済証を紛失している場合は、届出にその旨記載の上で提出してください。

お問い合わせは・・・

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係
〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12
TEL:048-840-2227 FAX:048-840-2232
E-mai:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp